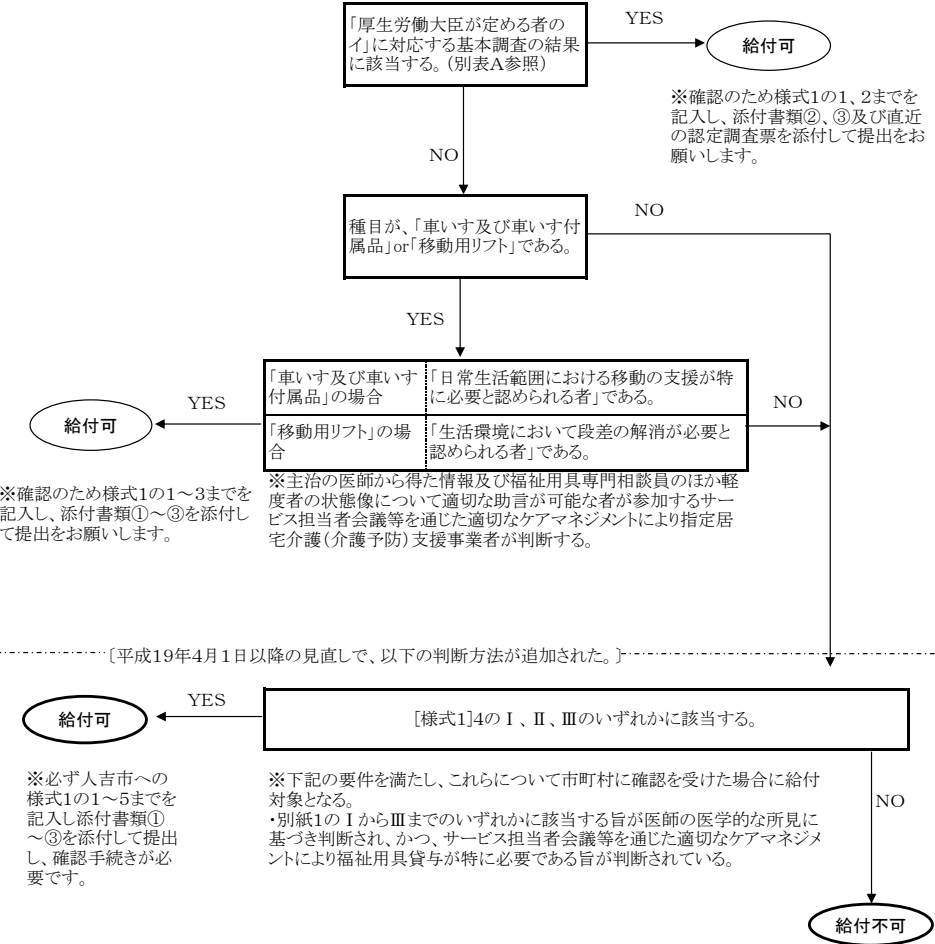


◎福祉用具貸与の給付要件

①						②			
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置（交換部品を除く）	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
給付要件：別表Aに定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。						給付要件：なし→保険給付可能			

◎①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



福祉用具貸与算定の判定基準(別表A)

平成27年3月23日厚生労働省告示第94号第31号

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第95号告示第25号のイ)	認定調査の直近の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	基本調査1－7
	(一)日常的に歩行が困難な者	「3. できない」
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	基本調査1－4
	(一)日常的に起き上がりが困難な者	「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1－3
	日常的に寝返りが困難な者	「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	基本調査3－1
	(一)意志の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	「1. できる」以外 または、 基本調査3－2～3－7のいずれか 「2. できない」 または、 基本調査3－8～4－15のいずれか 「1. ない」以外 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている
オ 移動用リフト	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2－2
		「4. 全介助」以外
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者	基本調査1－8
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	「3. できない」
キ 自動排泄処理装置	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2－1
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
ク 自動排泄処理装置	調査項目がないため、ケアマネジャー等が、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等適切なケアマネジメントで判断した場合貸与する	基本調査2－6
	※尿のみを自動的に吸引するものは除く	「4. 全介助」
ク 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者	基本調査2－1
	(一)排便において全介助を必要とする者	「4. 全介助」
ク 自動排泄処理装置	(二)移乗において全介助を必要とする者	「4. 全介助」